

## 第 73 回市原市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成 22 年 1 月 28 日 (木) 午後 2 時 00 分～3 時 30 分

2 開催場所 議会棟第 4 委員会室

3 出席者

(委員) 芦沢哲蔵会長 宍倉健一郎委員 増尾由紀子委員

上符玲子委員 勝地 豊委員 鵜田房暉委員

大林正章委員 千代慎一委員 吉岡重代委員

山越 均委員

(説明員) 佐久間隆義市長

① 第 1 号議案 [保健福祉部]鹿島部長 林次長

[保健福祉課]佐々木 G L 玉野主査 佐久間主任

② 第 2 号議案 [都市整備部]千脇部長

[公園緑地課]三枝課長 潤間課長補佐 牧野 G L 菌部主事

中尾技師

[下水道計画課]香川課長補佐

③ 第 3 号議案 [都市計画部]安藤部長 小出次長

[まちづくり課]梅津 G L 志田主任 南雲主事

④ 第 4, 5 議案 [都市計画部]安藤部長 小出次長

[建築指導課]吉野課長 小出課長補佐 太田 G L 土屋副主査

御園生副主査

[クリーン推進課]平田課長 小林 G L

[不法投棄対策課]木口課長補佐

(事務局) [まちづくり課]三森主幹 山本主事 鈴木主事

## 4 議 題

(1) 市原都市計画火葬場の変更について

(2) 市原都市計画公園の変更について

(3) 市原都市計画生産緑地地区の変更について

(4) 建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設「千種興産株式会

社」の敷地の位置について

(5) 建築基準法第 51 条ただし書の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設「みどり産業株式会社」の敷地の位置について

5 議事の概要 原案どおり承認された。

6 会議経過 別紙のとおり

6 会議経過（別紙）

**議長** それでは、議事に入らせていただきます。

本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、開催要件を満たしているものと認めます。

はじめに、議事録署名人を指名いたします。議事録署名人に、勝地委員と鶴田委員を指名します。

議事に入る前に、ただ今、審議会の傍聴を希望する方が待機しております。当審議会の公開要領第 2 条の規定に基づき、傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

傍聴人をお願いします。お手元の傍聴人の遵守事項を守り、係員の指示に従ってください。これに違反した場合は、退席いただくことがありますので、ご承知おき願います。

**第 1 号議案 市原都市計画火葬場の変更について**

**議長** それでは、審議に入ります。

はじめに、「第 1 号議案 市原都市計画火葬場の変更について」を議題といたします。

説明員より議案の説明をお願いします。

**説明員** 保健福祉部でございます。よろしくお願ひ致します。

「第 1 号議案 市原都市計画火葬場の変更について」を前面のスクリーン、及び、議案書でご説明いたします。

変更する都市計画の位置についてご説明いたします。

地図上の「赤い丸」が今回変更する「市原市火葬場」でございます。

「市原市火葬場」は、館山自動車道の市原サービスエリアの北西に位置しております。

また、この場所は、市原市海保墓園の敷地の中でもございます。

次に、議案書の5ページ、またはスクリーンをご覧ください。

地図上の「赤い枠」が変更対象となる都市計画の区域でございます。

現在、市原市では、「市原都市計画火葬場」として「市原市火葬場」と「市原市海保斎場」の2つの区域を都市計画決定しております。

地図上で、上に位置しているのが、「市原市火葬場」でございます。

また、下に位置しているのが、「市原市海保斎場」で、現在稼動している「いちはら聖苑」でございます。

今回の変更は、「市原市火葬場」について、都市計画の廃止を行うものであります。

変更の理由ですが、現在、火葬場としての機能は全て「市原市海保斎場」に移行しており、「市原市火葬場」にはその形態がなく、また今後も火葬場としての利用計画はないことから、都市計画を廃止するものです。

変更の理由について具体的にご説明いたしますので、スクリーンをご覧ください。

「市原市火葬場」は、昭和42年12月に都市計画決定を行い、1日15体の処理能力を有する火葬施設を建設し、火葬業務を実施しておりました。

その後、人口の増加に伴い火葬件数が増えたことや、また、既存施設の老朽化が進んでいたことなどから、平成5年2月に都市計画変更を行い、「市原市海保斎場」を新たに追加し、火葬炉を最大10基まで設置でき、1日20体の処理能力を有する施設として、現在の「いちはら聖苑」を建築しました。なお、現時点では、火葬炉は、8基が設置されており、1日の処理能力は16体となっております。

「いちはら聖苑」は平成11年4月に竣工し、同時に「市原市火葬場」は火葬場としての機能を全て「いちはら聖苑」に移し、稼動を終了いたしました。

また、火葬場の稼動終了に伴い、既存の火葬施設については、平成12年2月に解体を行いました。

建物解体により、対象地区は、現在更地の状態となっております。

現在の状況につきましては、スクリーンの写真をご覧ください。

ご覧のとおり、現在は更地の状態であり、火葬場としての利用形態はございません。

また、将来の利用計画につきましては、今後の死亡者数の推計に基づいた検討を行いました。引き続きスクリーンをご覧ください。

将来にわたる死亡者数と、現在稼働中の「市原市海保斎場 いちはら聖苑」の火葬処理能力をグラフで比較しました。

現在、市原市の死亡者数は年間約 2,200 人であります。

将来の死亡者数につきましては、「改訂市原市総合計画」に基づき、平成 27 年度人口を 30 万人とし、その後の人口は横ばいであると仮定し、算出しました。

それによると、今後の死亡者数の予測は、スクリーンのグラフのとおりとなります。

推計によりますと、死亡者数がピークを迎えるのは平成 42 年頃と考えられます。その理由としましては、第 1 次ベビーブームの時期に生まれた方々、いわゆる団塊の世代の方が平均寿命の 82 歳を迎えるためであり、死亡者数は年間約 4,000 人と推計されます。

それに対しまして、現在、稼働している「市原市海保斎場 いちはら聖苑」の火葬能力は年間約 4,800 体であります。

また、火葬炉を 2 炉増設することが可能で、その場合は年間約 6,000 体まで対応することができます。

よって、死亡者数のピーク時でも十分、対応が可能でございます。

また、施設が老朽化した場合の建替えにおいてですが、スクリーンの写真をご覧ください。

敷地内には余剰地がありますので、現在の火葬施設を稼働しながら建替えが可能です。

よって「市原市火葬場」につきましては、現在火葬場としての形態が無く、また、将来においても、利用の計画が無いことから、廃止を行うものであります。

以上が変更理由の説明になります。

なお、変更後の「市原都市計画火葬場」につきましては、議案書 2 ページの新旧対照表のとおりとなります。議案書 2 ページまたはスクリーンをご覧ください。

変更前は、2つの区域が都市計画決定されておりましたが、変更により「市原市火葬場」が廃止され、「市原市海保斎場」のみとなります。

また、現在までの都市計画法に基づく変更手続きの状況についてですが、千葉県への事前協議を行った後、11月16日から30日までの2週間、都市計画法第17条に基づき縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

変更後の対象地区につきましては、「改訂市原市総合計画第2次実施計画」に実施事業として位置付けられている「合葬墓」の建築を計画しております。

現在、少子高齢化や核家族化等により、将来墓地を管理する親族がいない、また、金銭的な事情から、墓地の永代使用料の支払や墓石の購入ができない、などの理由のため、墓地を取得できない方が市原市にも多くいらっしゃるという聞いております。

そのような方が安心してご利用いただける墓地として計画しているのが「合葬墓」であります。

県内ではすでに、習志野市と市川市で建設され、供用が開始されております。

また、千葉市、船橋市といった近隣市でも、計画中であると聞いております。

以上で第1号議案についてのご説明を終了させていただきます。ご審議のほど、お願いいたします。

**議長** ただいまの説明に対し、委員の質疑をお願いします。

**委員** 一点要望をしたいと思います。この件だけではないのですが、都市計画の変更にあたりましては、変更事由が生じた時点で速やかに変更手続きをしていただきたい。

この火葬場の件では、平成11年に休止をし、現在までに11年経っている。

前回の審議会の議案であります清掃工場は、昭和59年に休止をし、25年以上経っています。都市計画決定は民地の場合は、私権制限がされる。官地の場合は、跡地の

有効活用がなされないという部分がありますから、変更事由が生じた場合は、速やかに変更手続きをしていただくように要望します。

**説明員** ご指摘の趣旨につきましては、十分留意してまいりたいと思います。と同時に都市計画決定でございますので、その後の土地利用との調整を総合的に勘案しながら速やかな判断をとるという考え方でまいりたいと思います。

**議長** 他にご意見等がありませんか。無いようですので、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。

「第1号議案 市原都市計画火葬場の変更について」、承認する委員の挙手を願います。

(挙手全員)

全員賛成と認めます。

よって、本議案については、原案のとおり承認することと決しました。

ここで説明員の入れ替えがあります。

## 第2号議案 市原都市計画公園の変更について

**議長** 次に、「第2号議案 市原都市計画公園の変更について」を議題といたします。説明員より、議案の説明をお願いします。

**説明員** 都市整備部でございます。

私からは、市原都市計画公園の変更についての趣旨をご説明いたします。詳しくは、後ほど、担当課長から説明いたします。

対象となる公園は、村田川公園です。村田川公園というくらいですから、旧河川敷に位置する公園でして、変更内容としては、公園面積を縮小するという内容になります。

と申しますのは、その公園の付近は、大雨の際に、村田川から水が逆流し周辺が浸水被害を受けています。そのため、周辺の雨水を、ポンプ施設を設けて強制排水する計画をいたしました。

都市計画公園内にボックスカルバートが入っておりますので、公園用地を使用するために都市計画公園の面積を減じるということが今回の趣旨であります。

**説明員** 公園緑地課でございます。

それでは、前方スクリーンにて説明させていただきます。今回の変更は、市原都市計画公園 2・2・9号村田川公園の変更です。

位置的には、ここが2級河川村田川です。このあたりが国道16号で、青い部分がコンビナート地帯となります。見にくいですが、この赤く塗った区域が、村田川公園となります。

村田川公園については、河川改修に伴い発生した、旧河川用地を、昭和48年に都市計画道路八幡新田線の整備予定区域などを除き、市原都市計画公園として決定し、現在、街区公園として開設されております。

前方スクリーン、黄色で囲った区域が公園の決定区域となります。面積は、0.31haです。この道路が、県道千葉鴨川線です。ここが、村田川の堤防となります。これが、都市計画道路の予定地ですが、緑で囲った部分も含め現在公園として開設しております。

現在、公園周辺の雨水排水は、公園内に布設されているボックスカルバートと呼ばれる函渠により、自然流下にて村田川へ排水しております。

しかし、河川の計画高水位が周辺地盤より高いことから、河川水位が高い際は、自然流下による排水が出来ず、公園や周辺の道路等で浸水被害が発生しております。現在は、河川水位が高い時に逆流しないよう、水門だけ設置されていますが、特に、近年は、全国各地で集中豪雨が発生しており、早急な対応が必要と考えております。

前方スクリーンは、現在設置されている水門の写真です。水門を閉めた場合、河川へ排水できず、周辺が浸水してしまうということです。

これは、昨年10月に発生した台風18号の時の村田川の状況写真です。村田川は、潮の影響を受ける感潮河川ですので、高い潮位と豪雨が重なると、すぐに高水位に達してしまいます。

これは、その時の道路冠水の写真です。現場に向かった時は、既に水が引き始めている時で、近隣住民の話によると1時間前は、公園が水没していたということだったので、このあたりまで浸水していたようです。

前方スクリーンで、着色されている区域が、現状での浸水想定区域となります。ここが村田川で、ポンプ施設は、赤丸の地点になります。

浸水被害の解消を図るためには、ポンプ施設による強制排水が不可欠となりますが、周辺には住宅が密集しており、ポンプ場用地を確保することが困難な状況です。また下水道計画上、本公園内に布設されている既設ボックスカルバートを活用することが効率的であることから、やむを得ず村田川公園の一部を廃止し、ポンプ施設を設

置するものです。

排水区域の面積は 25.7ha、ポンプの排水能力は、毎分 200 m<sup>3</sup>となります。今回は、狭い敷地での設置が可能なゲートポンプ施設を計画しており、公園の廃止区域を最小限に止めております。

前方スクリーンは、ポンプ場の概要図です。

赤い部分が村田川の堤防で、青い部分がポンプ本体となります。

ポンプ場の基本設計図を公園の中に配置すると、このようになります。周辺の道路は、今後に残していきますので、それらを含めると約 1,000 m<sup>2</sup>の敷地が必要となります。

これを都市計画図に標記すると、このようになります。ポンプ場として必要な用地は、赤で囲った区域です。この区域が約 1,000 m<sup>2</sup>ですので、変更後の都市計画公園の区域は、緑で塗った 2,100 m<sup>2</sup>、0.21ha の区域となります。

前方スクリーンは、ポンプ施設を設置する箇所の現況写真です。上が、村田川の堤防から撮ったもので、下は、手前側から撮ったものです。

次に、ポンプ場のイメージ図となります。

赤い部分がポンプ場本体で、青い部分が電気室となります。村田川がここですので、この方向へ放流することになります。

この図面は、あくまでもイメージ図なので、今後の詳細設計により、施設の位置や大きさは、若干変更することになります。

次に、都市計画変更手続きの経緯ですが、昨年 6 月に地元への説明や回覧等により周知を行い、その後、素案縦覧や千葉県への原案協議を経て、平成 21 年 12 月 1 日から 15 日までの間、法定縦覧を行いました。縦覧者及び意見書の提出は、共にありませんでした。

以上で説明を終わらせて頂きます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

**議長** ただいまの説明に対し、各委員の質疑をお願いします。

**委員** これについては、理解するところですが、(排水区域の面積が) 25.7ha というお話でしたが、この地域は、千葉市と市原市が複雑に入り込んでいると思います。市原市部分と千葉市部分は分けてありますか。

**説明員** 排水面積の 25.7ha のうち、市原市分は、10.7ha、千葉市分が、15ha となり



ます。千葉市の区域を含んでいる理由につきましては、千葉市と市原市は行政界がまたがっている部分がありますので、雨水排水につきましては、平成16年当時に協定を結びまして、自己の行政区域の中については、それぞれの市の負担で処理をしましょうということになりました。古市場地区において、市原市であるが、千葉市が施設をつくり、市原市の水が、千葉市の施設を使って流れています。これについて、市原市は一切費用負担していません。

その代わりと言ってはなんですが、今回は市原市の負担で整備しようとするものです。面積的にも千葉市が処理している部分が15haであり、交換というような形になります。

**議長** 他にいかがでしょうか。

**委員** 村田川に強制排水されるということですが、河川管理者との協議は終えられているのでしょうか。

**説明員** 村田川の河川管理者というのは、千葉県になりますが、この件については、既に協議を終えています。

**議長** 他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

では、これで質疑を終結したいと思います。

これより、採決いたします。

「第2号議案 市原都市計画公園の変更について」承認する委員の挙手を願います。

(挙手全員)

全員賛成と認めます。

よって、本議案については、原案のとおり承認することと決しました。

### **第3号議案 市原都市計画生産緑地地区の変更について**

**議長** 次に、「第3号議案 市原都市計画生産緑地地区の変更について」を議題といたします。

説明員より、議案の説明をお願いします。

**説明員** 都市計画部です。よろしくお願いたします。

「第3号議案 市原都市計画生産緑地地区の変更について」を、ご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

生産緑地地区とは、市街化区域内において、緑地機能及び多目的機能等を有する優

れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とした都市計画上の地域地区の一つでございます。

生産緑地に指定された農地は、原則30年間農地以外の利用が制限される一方で、税制面で優遇を受けられることとなります。

現在、本市で指定している生産緑地地区は、平成3年に改正された生産緑地法に基づき、平成4年11月に都市計画決定しております。

議案書の5ページから8ページまでをご覧ください。

本市で指定しております生産緑地地区の一覧でございます。

現在は、地区数で150地区、面積にして23.48ヘクタールを指定しております。

続きまして、今回、廃止を予定しております生産緑地地区につきましてご説明いたします。

議案書の3ページ、又はスクリーンをご覧ください。

今回廃止を予定している生産緑地地区はJR内房線姉ヶ崎駅の南西約1キロのところに位置しており、「143番 椎津第4生産緑地地区」及び「146番 椎津第7生産緑地地区」、合計で約0.22ヘクタールでございます。

議案書の4ページ、又はスクリーンをご覧ください。

都市計画道路島野椎津線から南側方面に少し入った黄色で塗りつぶしたところが、今回廃止いたします生産緑地地区でございます。

都市計画を廃止する理由でございますが、生産緑地法では、生産緑地地区に指定されますと、「30年間を経過したとき」又は「耕作されている方が死亡、若しくは従事することができない故障を有した時」には、買い取りの申し出ができることとなっており、所定の手続きを経て、生産緑地地区が廃止されます。

当該地につきましては、耕作されていた方が死亡したことにより、生産緑地法第10条に基づき、買い取ってほしい旨の申し出が本市にございました。本市といたしましては、関係機関への買い取り希望の照会や、農業委員会等により他の農業従事者への斡旋等、所定の手続きを行いました。買い取り等を希望する者がおりませんでした。

この結果、同法第8条で規定している「建築物その他工作物の新築等や宅地造成など」の行為の制限が解除され、一例を申し上げますと、当該地への建築物の建築等が

可能となったことから、都市計画を定めている目的である「緑地機能等を有する優れた農地としての計画的な保全」が図れなくなったため、今回、都市計画を廃止するものでございます。

なお、本議案につきましては12月8日から22日までの2週間、都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

最後になりますが、前回の本審議会におきまして、法定手続きを経て廃止するということは良く分かるが、一律に廃止するのではなく、例えば、重点地区を定めて、その区域内で買取り申出があった場合については市が買い取る、というような買い取りに係る方針を定めることが望ましいのではないかという趣旨のご意見をいただきました。

このご意見につきまして、その後、庁内の関係部局と協議をいたしました。

結論といたしましては、ご意見をいただいたような方針を定めることは、現状では難しいということになっております。

その理由といたしましては、1点目には、現在及び今後の財政状況を踏まえますと、上位計画である市の総合計画に位置付けのない事業等への先行取得は厳しいこと、2点目といたしましては、社会経済状況を踏まえた今後の地価動向などを踏まえますと、先行取得はやはり厳しいこと、3点目といたしましては、買い取った場合につきましては、その活用方策としては、公園や道路等が想定されるところでありますが、例えば公園については、本市の現状はすでに用地を取得済の公園整備に傾注していること、また、道路につきましては、これは前回もご説明したところでありますが、主要な都市計画道路となる八幡椎津線などの6路線について、重点路線として位置付け、整備に傾注していること。

以上のような理由を総合的に勘案した結果、いただいたご意見のような方針を定めることは現時点では難しいという結論にいたっております。

今後も地元住民の皆様とまちづくりの手法等について検討するとともに、生産緑地の有効利用が図れるよう関係部局と連携してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上で第3号議案についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願申し上げます。

議長

ただいまの説明に対し、各委員の質疑をお願いたします。

(質疑がないようなので) 私からおたずねします。他の農業従事者への斡旋は、具体的にどのようになされているのでしょうか。生産緑地が、他の農業従事者にうまく引き継がれて、引き続き緑地として残されれば非常に良いと思います。

**説明員** 農業従事者への斡旋につきましては、農業委員会と農協に照会をしておりますが、なかなか厳しい現状です。

**議長** 農業委員会等を通じ、農業従事者に、網羅的に情報が行きわたる仕組みになっているのでしょうか。

**説明員** はい。

**議長** 他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

では、これで質疑を終結したいと思います。

これより、採決いたします。

「第3号議案 市原都市計画生産緑地地区の変更について」承認する委員の挙手を願います。

(挙手全員)

全員賛成と認めます。

よって、本議案については、原案のとおり承認することと決しました。

#### **第4号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設「千種興産株式会社」の敷地の位置について**

**議長** 次に、「第4号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設「千種興産株式会社」の敷地の位置について」を議題といたします。

説明員より、議案の説明をお願いします。

**説明員** 建築指導課です。よろしくお願いいたします。

まず、4号議案の説明に入る前に、案件書の一部に誤りがございましたので、お手元にございます 赤いインデックスの第4号及び、第5号議案書に差し替えをお願いいたします。

また、4号・5号議案につきましては、廃棄物処理施設の新築又は増築に係る議案でありますので、議案説明に入る前に、建築基準法第51条ただし書の許可制度につきまして、ご説明させていただきます。

建築基準法第51条は、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市

計画において その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」としており、「ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。」としております。

本議案の処理施設は、ここで掲げられております「その他政令で定める処理施設」に該当するものでありますので、新築又は増築にあたって法第 51 条ただし書を適用し、都市計画審議会の審議をお願いするものであります。許可の要件は、『敷地の位置が都市計画上支障がない』ことでありますので、その審査基準として、「法第 51 条ただし書に規定する 許可に係る取扱指針」を定めており、「敷地の位置・交通状況・周辺状況・環境対策等」の項目を審査の対象と致しております。

第 4 号議案についてご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。

申請者：千種興産株式会社 代表取締役 麻薙 重彦

申請地：市原市千種海岸 8 番 6

敷地面積：3, 289. 43 m<sup>2</sup>

用途地域：工業専用地域

千種興産株式会社より申請されております、産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして、その概要をご説明いたします。

本施設は、事業所から排出される廃プラスチック類・木くずなどの産業廃棄物、及び医療機関などから排出される特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物の焼却を行うものです。

この施設は、建築基準法に規定する「産業廃棄物処理施設」で、一日あたりの処理能力が規定数量を超えることから、平成 3 年に法第 51 条ただし書の規定による許可を受け、焼却炉を設置したものです。また、平成 14 年には、焼却炉の入れ替えを行うにあたり、法施行令に定める範囲を超える処理能力の変更が生じたため、再度、許可を取得しております。現在は一日 14 時間の運転を行い、処理能力は 14 トンです。

今回の計画は、現在稼働している焼却炉の運転時間を一日 14 時間から 24 時間に延長することにより、一日の処理量が 14 トンから 24 トンへ増加するものです。

ただし、焼却炉自体の入れ替えや、能力アップ等がなく、実稼働時間の延長による処理量の増加であります。既存処理量の1.5倍を超えることとなるため、建築基準法施行令第130条の2の3第6号の規定により、再度、許可が必要となるものです。

以下の内容につきましては、別添図面によりご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。(都市計画図を使つての説明)

申請地は、市原市千種海岸8番6で、敷地面積は3,289.43㎡であります。

JR内房線五井駅より西方約2.8kmの工業専用地域に位置しており、住居系の用途地域からは、約500mの距離にあります。

本計画地は、昭和49年に申請者が購入したものです。

3ページ目をご覧ください。(付近建物用途現況図を使つての説明)

敷地周囲の土地利用の状況についてご説明いたします。

敷地から100m及び200mの範囲を赤色の破線を表示しております。

近隣は、工場・事務所等が立ち並ぶ工業専用地域でございます。前面道路であります市道14号線を挟んで、北側にはフジ運輸の駐車場があります。また、前面道路以外の三方向は、極東石油のグラウンドで囲まれており、建物はありません。

100m以内の土地所有者は、法人2社であります。今回の事業計画を説明し、了解を得ております。

申請地より東側は、前川と緑色で示した緩衝緑地を挟んで、薄紫で示した地域が準工業地域に指定されております。

潮見通りより東側の薄い黄色で示した部分が第1種住居地域、薄緑色の部分が第1種低層住居専用地域で、申請地からの距離は約500mあります。

半径200mの範囲には住宅はなく、計画地から最も近い住宅は南東方向に360mほど離れております。

次に、「搬出入車両及び交通量への影響」について、ご説明いたします。

搬入車両は、産業廃棄物は主に4トンコンテナ車、特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)については2トンもしくは4トンの保冷車で行います。また、搬出車両は、10トンコンテナ車で行います。

経路は搬入・搬出ともに国道16号・市道14号線を介し西側から行き、住居系の地域を経由する東側からの搬入・搬出は致しません。

一日あたりの搬出入車両は52台と想定しており、これまでより22台の増加となります。国道16号線・市道14号線への交通量への影響割合は、通過交通に対する通行車両割合が、5パーセント未満であり、負荷は小さいと考えております。

また、近隣工場勤務者の通勤時間帯等への影響につきましても、この時間帯を避けるような運行管理を行うことにより、影響は少ないと考えております。

4ページ目をご覧ください。(配置図を使っての説明)

敷地内の施設配置、ならびに車両・廃棄物の動線等についてご説明いたします。

外側の赤い枠の範囲が申請敷地です。

敷地内には、焼却炉・周辺機器を中心にして、廃棄物供給棟があり、廃棄物の受け入れ、選別・保管などを行い、コンベアで焼却炉に供給を行います。

次に、焼却炉の周辺機器を収納する送風機棟があり、3番目に、灰バンカ棟があります。ここでは、燃え殻を監視、集塵装置で回収した排気中の灰の処理を行います。他に、事務所・倉庫棟、便所棟の合計5棟の建築物があります。

今回の運転時間の延長に伴う建物の新築・増築等はありません。

次に、車両ならびに廃棄物の動線についてご説明いたします。

車両は、図面右下のトラックスケールで計量の後、図面手前側の廃棄物供給棟に廃棄物を搬入し、屋内で荷降ろしをし、再度、トラックスケールで計量の後、退出いたします。

廃棄物は、産業廃棄物と、特別管理産業廃棄物である感染性の医療廃棄物の二種類が、それぞれ専用の車両で搬入されます。

緑色矢印が産業廃棄物、黄色矢印が感染性の医療廃棄物の動きを示しており、中央の矢印が並走する部分に、焼却炉への供給コンベアが設置されています。

廃棄物供給棟は、このコンベアを挟んで、建物の右側部分が産業廃棄物を扱うエリア、左側部分が感染性の医療廃棄物を扱うエリアに明確に区分されております。

産業廃棄物は、建物右側の専用の受け入れ口から屋内に入り、荷降ろし後、集積・選別されます。廃プラスチック・木くず等のうち大きい物は前処理として破碎し、磁気による鉄の選別を経たのち、専用の投入口より供給コンベアに送られます。

特別管理産業廃棄物である感染性の医療廃棄物は、焼却炉の外側を回り、建物左上の受け入れ口より屋内に入り、専用のコンテナのまま荷下ろしされ、保冷設備の施された保管庫で保管の後、順次、専用の投入口より供給コンベアに送られます。

医療廃棄物のコンテナは開封できませんので、焼却はコンテナのまま行われます。

廃棄物の焼却にあたっては、ダイオキシン類の発生を抑制するため、850度から950度で燃焼させ、発生する排気ガスは青色の矢印で示しましたとおり、ガス冷却塔、集塵装置などの管理装置を経て煙突より大気中に放出されます。

焼却炉から生じる燃え殻、排気ガスより捕集したばいじん・飛灰（ひばい）等は紫色の矢印で示しましたとおり、灰バンカ棟に集積し、ばいじんにつきましては重金属等の流出を防止する処理をして、管理型の埋め立て処分場に搬出しております。

荷降ろしから供給コンベアまで、一連の作業はすべて建物内部で行われること、医療廃棄物につきましては、保管庫に保冷設備が施されていること、運転時間の延長に伴い、大気汚染、騒音、臭気について防止対策が講じられていることなど、運転時間の延長が周辺に与える影響はほとんどないものと判断いたしました。

また、敷地の周囲は企業の所有する運動施設や、市の緩衝緑地であります。今回の計画に伴い、敷地内の駐車場の一部を緑地に変更するなど、近隣に対する環境に配慮した計画となっております。

最後に、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に基づく、産業廃棄物処理施設の設置許可は、平成21年2月3日付で県知事に申請されており、これに先立ちまして「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づく、事前協議免除申出書が、平成20年6月25日付で千葉県知事に提出され、平成20年10月10日に免除通知を受けております。

このなかで、施設の稼働に伴う大気汚染・騒音・振動・悪臭等について生活環境影響調査が実施されており、それぞれの基準を満足し、周辺への環境対策もなされていることが確認されております。

また、「51条ただし書に規定する許可に係る取扱指針」に基づき位置、道路、環境等の項目を審査し、支障はございませんでした。

以上のことから、本施設の位置について、都市計画上支障がないものとして、建築基準法第51条ただし書きの規定により、市原市都市計画審議会及び千葉県都市計画審議会の議を求めまして、許可をしまいたいと考えております。

ご審議のほど、宜しく願いいたします。

議長 ただいまの説明に対し、各委員の質疑をお願いします。

委員 何点かお聞きします。



まずは、運転時間が14時間から24時間になるということで、当然処理量も増えると思いますが、その背景というか平成3年に焼却炉が設置され、その後平成14年に更新ということですが、長く営業するなかで、なぜ今処理量を増やすことになったのか、環境の問題が一番気に掛かることですが、14年の焼却炉の更新は具体的にどういうことであつたのかお聞かせください。

それから、環境面で問題がないというのは、文章として書いてあるが、数値等具体的にどのように見たら良いのか分からないです。「生活環境影響調査を実施した」と書いてあるが、誰が実施し、数的にどういうことをもって大丈夫だと評価できるのか、もう少し具体的にお聞かせください。

#### 説明員

本事業につきましては、一基の焼却炉を14時間稼働しておりましたが、これを24時間に延長して能力の増強を図るというのですが、これまでは、炉の立ち上げ、立ち下げが必要であり、施設の運転管理が大変でした。

もちろん処理能力の増強に伴い、処理量も増えますので企業にとっては利益が出るものでございますが、炉の安定管理を行うためにも今回24時間に延長するものです。

今回の焼却炉は、平成14年に設置されましたが、これはダイオキシン特別措置法の大きな改正がございまして、平成3年に設置した焼却炉のままでは稼働ができないという状況がありましたので更新したと聞いております。

環境について、どのような結果が出ているかということですが、基準といたしましては、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシンについてそれぞれ規制がございまして、窒素酸化物については参考値ですが。

それと、平成21年の10月23日に千種興産で実測調査をしております。これは、毎年行っておりまして、県の専門委員会の際にも説明しておりますが、一番新しいのが10月23日ということですのでそれぞれの値について、簡単に説明させていただきます。ばいじんの排出基準は、 $0.15 \text{ g/N m}^3$ 以下に下さいということですが、実測値は $0.001 \text{ g/N m}^3$ 。硫黄酸化物につきましては、 $1.53 \text{ N m}^3/\text{h}$ という規制がございまして、今言った5種類につきましては、排出基準に対し10分の1から数10分の1以内という結果になっており、安全について、環境基準については特に問題はないという結果になっています。

#### 委員

都市計画審議会で決めていくわけですから、こういった時には、具体的な表を出し

た方が良いと思います。文書だけでは分かりにくいと思います。

環境問題は大きな要素ですから、資料として基準値内であることが目でわかるようにしていただきたい。

それから、この会社としては、24時間の運転となることから事業の拡大ということでもよろしいでしょうか。感染性の医療廃棄物等がこれまでより多く持ち込まれるということですね。そういう面言えば、事故につながるといけないということも考えられます。

**説明員** 事業の拡大ということですが、廃棄物については、14トンが24トンになるわけです。感染性の医療廃棄物も通常の産業廃棄物も5割ぐらいの割合で入れているということなので、(増加する)10トン分については、同じ割合で増えると想定されます。

**委員** わかりました。ダイオキシンの発生については、温度の上下がない方が良いと聞いていますので、そのことをきちんとやっていただくことと、ただやはり24時間連続運転ということで、その後の検査をきちんとやっていただきたいことと、今後の審議に際しては、環境面から数値的にも科学的にも分かる資料をつけていただきたいと思っています。

**説明員** ご提案のとおり、手元に表はあるのですが、それを出しておりませんでしたので、設置基準、実際の実測値等があれば、今後お出しするようにしたいと思います。

**議長** 「問題がない」という言葉だけでは、明確にならないので、今後は初めから具体的な数字を出すようお願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。

**委員** 24時間稼働ということですが、プラントの運転、安全管理のための体制は確認されているのでしょうか。14時間を24時間にするとすると、人員を増やすなどあると思います。

**説明員** 運転につきましては、責任者を1名置きまして、運転員が4名、廃棄物の受け入れ、保管、投入等、合計15名の体制で対応すると聞いております。

**委員** それは、今と同じ、それとも、増えるということですか。

**説明員** 今と同じ人数ですが、逆に現在が多い状況になっておりまして、人数は十分足りるということです。基本的には、中央監視室での監視は3交代制であり特に問題はないと聞いております。

**議長** 他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

では、これで質疑を終結したいと思います。

これより、採決いたします。

「第4号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設「千興産株式会社」の敷地の位置について」承認する委員の挙手を願います。

(挙手全員)

全員賛成と認めます。

よって、本議案については、原案のとおり承認することと決しました。

**第5号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設「みどり産業株式会社」の敷地の位置について**

**議長** 次に、「第5号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設「みどり産業株式会社」の敷地の位置について」を議題といたします。

説明員より、議案の説明をお願いします。

**説明員** 第5号議案についてご説明いたします。1ページ目をご覧ください。

申請者：みどり産業株式会社 代表取締役 津根 秀夫

申請地：市原市八幡海岸通2388-32、-36

敷地面積：3,305.77㎡

用途地域：工業専用地域

みどり産業株式会社より申請されております、一般廃棄物処理施設及び、産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして、その概要をご説明いたします。

本施設は、事業所から排出される「缶の圧縮やビン等の破碎」、「プラスチック類、古紙類、木くず、布類等の破碎・圧縮梱包」を行うものです。この施設は、建築基準法に規定する「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」の処理施設で、一日あたりの処理能力が、一般廃棄物については5トン以上、産業廃棄物については廃プラスチック類の破碎が6トンを超えることから、法第51条ただし書により、許可が必要となるものです。なお、申請者は平成9年から本敷地内において産業廃棄物の破碎及び焼却の事業を開始し、その後、平成17年に焼却について処理能力を変更するにあたり、法第51条ただし書きの許可が必要となり、許可を受けて事業を行ってまいりました。

焼却施設につきましては、この度の計画により廃止することとし、資源循環型処理施設への事業転換を図るものであります。以下の内容につきましては、添付図面によ

りご説明いたします。

2 ページ目をご覧ください。(都市計画図を使つての説明) 申請地は、市原市八幡海岸通 2 3 8 8 番 3 2 及び同番 3 6 で、敷地面積は 3, 3 0 5. 7 7 m<sup>2</sup>であります。JR 内房線 八幡宿駅より西方約 1 km の工業専用地域に位置しており、住居系の用途地域からは、約 3 3 0 m の距離にあります。なお、本計画地は、平成 9 年より申請者が借地をしており、所有者は関連会社の「みどりファイナンス(株)」であります。

3 ページ目をご覧ください。(付近建物用途現況図を使つての説明) 敷地周囲の土地利用の状況についてご説明いたします。

敷地から 1 0 0 m 及び 2 0 0 m の範囲を赤色の破線を表示しております。

近隣は、工場・事務所等が建ち並ぶ工業専用地域でございます。申請敷地の南側には不二ライトメタル(株)、豊栄興業(株)、また、市道を挟んだ北側及び西側には千葉港運倉庫(株)、丸紅建材リース(株)があります。

1 0 0 m 以内の土地所有者はすべて法人で 1 5 社となりますが、今回の事業計画を説明し、了解を得ております。

国道 1 6 号線の中心から八幡運河の中心までは、紫色で示した準工業地域で、これより南東側は、クリーム色で示した第二種住居地域であります。敷地から 2 0 0 m の範囲には、住居系の建物はありません。

続きまして、「搬出入車両及び交通量への影響」について、ご説明いたします。

搬入車両は、2 トン及び 4 トンのパッカー車を使用し、また、搬出車両は、1 0 トンコンテナ車を使用いたします。

主要な経路につきましては、国道 1 6 号線、あるいは国道 2 9 7 号線を使い、県道市原埠頭線(幅員 2 2 m) 及び、市道 3 0 5 3 号線(幅員 1 1 m) などを經由して搬出入を行います。

一日あたりの搬出入車両は 1 4 4 台と想定しており、これまでより 9 4 台の増加となります。国道 1 6 号線、国道 2 9 7 号線及び、県道市原埠頭線の交通量への影響割合は、通過交通に対する当該施設の通行車両割合が 5 % 未満であり、また、敷地周辺の市道につきましても通過交通、交通量ともに少ないことから、負荷は小さいと考えております。

また、近隣工場勤務者の通勤時間帯等への影響につきましても、この時間帯を極力避ける運行管理を行うことにより、影響は少ないものと考えております。

4 ページ目をご覧ください。(配置図を使つての説明)

敷地内の施設配置、処理能力及び、車両動線等についてご説明いたします。

外側の赤い枠の範囲が申請敷地です。

敷地内の施設配置であります、既存建築物3棟と、この度、新たに建築する2棟の、計5棟の建築物で計画され、処理施設はすべてこれらの建築物内に設置されております。

新設する施設のうち、許可対象となります「プラスチック類、古紙類、木くず、布類などの破砕機及び圧縮梱包機」と「缶の圧縮機」につきましては既存建築物①に、同じく許可対象となります「びんの破砕機」につきましては、新築建築物④にそれぞれ計画されております。また、新設する施設のうち、許可対象とはならない「廃蛍光管の破砕機」が、新築建築物④に計画されております。

次に、既存の施設であります、平成19年から行っております「プラスチック類の圧縮梱包機」が既存建築物①に、平成9年から行っております「発砲スチロールの減容固化施設」が既存建築物②に設置されております。この2施設につきましては、法第51条の許可が不要な施設であります。

続きまして、施設の処理能力についてご説明いたします。

先程、申し上げましたとおり、一日あたりの処理能力が、一般廃棄物につきましては5トン以上、産業廃棄物につきましては廃プラスチック類の破砕が6トンを超える施設が許可対象となり、一般廃棄物では、「プラスチック類、古紙類、木くず、布類などの破砕機が47.3トン」、「圧縮梱包機が48トン」、「缶の圧縮機が12.3トン」、「ビンの破砕については5トンの破砕機3機」が対象です。産業廃棄物では、「廃プラスチック類の破砕機44.2トン」が対象となります。

施設の稼働時間につきましては、「プラスチック類、古紙類、木くず、布類などの破砕機及び圧縮梱包機」が24時間、「缶の圧縮及びビンの破砕」が午前8時から午後6時までの10時間あります。

なお、これらの施設で破砕、圧縮等の処理がなされた製品につきましては、ビン・鉄などの再生原料として、また、ボイラーの燃料として売却されます。

次に敷地内の搬出入車両の動線ですが、赤色の矢印が搬入経路、青色の矢印が搬出経路でございます。

搬入車両は、図面左側の市道3053号線から敷地内に入り、トラックスケールで

計量を行った後、それぞれ該当する保管場所に搬入し、荷降ろし後、再度計量を行い場外へ退出します。

また、敷地の周囲は中木などで緑化を行い、コンクリート塀・波板鉄板を設置するなど、近隣に対する環境に配慮した計画となっております。

最後に、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づく事前協議免除申出書は、平成21年9月25日付で千葉県知事に提出され、平成21年11月12日に免除通知を受けております。この中で、施設の稼働に伴う騒音・振動・悪臭等について生活環境影響調査が実施されており、それぞれの基準を満足し、周辺への環境対策もなされていることが確認されております。

また、「51条ただし書に規定する許可に係る取扱指針」に基づき、位置、道路、環境等の項目を審査し、支障はございませんでした。

以上のことから、本施設の位置について、都市計画上支障がないものとして、建築基準法第51条ただし書きの規定により、市原市都市計画審議会及び千葉県都市計画審議会の議を求めまして、許可をしまいたいと考えております。

ご審議のほど、宜しく願いいたします。

**議長** ただいまの説明に対し、各委員の質疑をお願いします。

**委員** 工業専用地域で、こういったことをするのは理解できるが、図面等の出し方をもう少し工夫してもらいたい。

写真等があれば、既存であったものと新築でどのようなものを建築するのかが目で確認できる。類推はできるが、視覚で確認できると良いと思う。

**説明員** 今回の議案につきましては、不備といいますか、行き届かない点がありましたので、もっと分かりやすく説明できるようにしてまいりたいと思います。

**委員** 生活環境調査の項目は、ここに記載してある騒音・振動・悪臭のみでしょうか。どのような項目があったのか知りたい。

**説明員** 環境部クリーン推進課です。

生活環境影響調査は、廃棄物処理法に基づくものでございますので、私から答えさせていただきます。

一般廃棄物処理施設を造るにあたりまして、廃棄物処理法第8条第3項により、廃棄物処理施設の申請時に、生活環境影響調査を添付しなければいけないことになっております。

ご質問の項目ですが、法第8条の2第3項により、許可に際し、生活環境の保全に関し環境省令に定める事項ということで、大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項となっております。

**委員** それは定期的にやっているものなののでしょうか。それとも建築時だけのものなのでしょうか。

**説明員** 今回の生活環境影響調査につきましては、産業廃棄物処理施設の設置許可が出される時に、添付書類として出さなくてはならず、調査のなかで今回の施設について、どのようなものを評価することが必要なのかということ調査結果の中にもうたっております。今回の場合には、騒音、振動、悪臭ということになっております。

**説明員** 不法投棄対策課です。生活環境影響調査は、設置時に1回行われるものです。

**委員** 今回は、焼却を廃止して破碎ということで、リサイクルという意味では良くなるかなと思っているのですが、公害等（労働者の）働く状況はどうなののでしょうか。

**説明員** 労働者の労働環境について、具体的な数値が手元にございませんで、何がどういう基準であるというお答えはできませんが、これにつきましては、労働安全衛生法に基づく、規則、省令において、具体的に特に法人については厳しく定められておりますので、当然それに従って、職場環境は満たされているべきということになります。

**委員** これらの施設は、すべて屋内に設置されるということでしょうか。

**説明員** 施設はすべて屋内に設置されます。

**議長** 他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

では、これで質疑を終結したいと思います。

これより、採決いたします。

「第5号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設「みどり産業株式会社」の敷地の位置について」承認する委員の挙手を願います。

（挙手全員）全員賛成と認めます。

よって、本議案については、原案のとおり承認することと決しました。

**議長** 以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

（傍聴人退室）

ご協力ありがとうございました。